

平成24年度第3回林野庁入札等監視委員会 審議概要

開催日及び場所		平成24年12月13日(木曜日)林野庁本館会議室		
委員		前原一彦(公認会計士) 鍛冶良明(弁護士) 近田直裕(公認会計士、税理士)		
審議対象期間		平成24年7月1日～平成24年9月30日		
審議対象案件		27件 うち、1者応札案件4件 契約の相手方が公益社団法人等の案件3件		
抽出案件		5件 (抽出率19%) うち、1者応札案件2件 (抽出率40%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件2件 (抽出率40%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	一件 うち、1者応札案件一件 契約の相手方が公益社団法人等の案件一件	
		指名競争	一件 うち、1者応札案件一件 契約の相手方が公益社団法人等の案件一件	
		工事希望型競争	一件 うち、1者応札案件一件 契約の相手方が公益社団法人等の案件一件	
		その他の指名競争	一件 うち、1者応札案件一件 契約の相手方が公益社団法人等の案件一件	
		随意契約	一件 うち、1者応札案件一件 契約の相手方が公益社団法人等の案件一件	
	業務	一般競争	一件 うち、1者応札案件一件 契約の相手方が公益社団法人等の案件一件	
		指名競争	一件 うち、1者応札案件一件 契約の相手方が公益社団法人等の案件一件	
		簡易公募型競争	一件 うち、1者応札案件一件 契約の相手方が公益社団法人等の案件一件	
		その他の指名競争	一件 うち、1者応札案件一件 契約の相手方が公益社団法人等の案件一件	
		公募型プロポーザル	一件 うち、1者応札案件一件 契約の相手方が公益社団法人等の案件一件	
	随意契約	簡易公募型プロポーザル	一件 うち、1者応札案件一件 契約の相手方が公益社団法人等の案件一件	
		標準型プロポーザル	一件 うち、1者応札案件一件 契約の相手方が公益社団法人等の案件一件	
		その他の随意契約	一件 うち、1者応札案件一件 契約の相手方が公益社団法人等の案件一件	
		一般競争	4件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件2件	
物品・役務等	指名競争	指名競争	一件 うち、1者応札案件一件 契約の相手方が公益社団法人等の案件一件	
		随意契約(企画競争・公募)	1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件一件	
	随意契約(その他)	随意契約(その他)	一件 うち、1者応札案件一件 契約の相手方が公益社団法人等の案件一件	
		(特記事項)	・抽出の5件については、1者応札や契約金額が高かったの等を抽出した。	
委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問 (詳細に記述すること。) (別紙のとおり)	回答等 (詳細に記述すること。) (別紙のとおり)	
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]		該当なし □		

事務局:林野庁林政部林政課会計経理第1班

(注)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。

	意見・質問	回答
委員からの意見 ・質問、それに に対する回答等	<p>抽出契約について 物品・役務関係</p> <p>【抽出番号1：平成24年度CDM植林 総合推進対策事業】</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・CDMの略は何か。 ・途上国で植林すると日本でのCO₂の排出量が減るということか。 ・予定価格は入札した会社の見積書から積算したのか。 ・この業者以外ではこの事業はできないのか。 ・応札者が1者のみだった理由は何か。 ・この業者のみが対応できたということか。 ・資料の18頁の担当者の欄に共同実施者とあるがJVなのか。 ・過去から実施されている事業か。 ・20年度から同じところが落札しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーン・ディベロPMENT・メカニズムである。 ・相殺されることになる。 ・入札の意思を示した会社からの見積書の単価と、林野庁の統一単価を比較して低い単価を採用して、予定価格を積算した。 ・他にもCDMの知見があるところが複数あり、今回の入札説明会では、4、5社が見えたが、応札者は1者だけだった。 ・今回の事業の仕様書に記載している事業を満たすだけの人員が足りないとのことである。 ・そのとおり。 ・そのとおり。 ・平成20年度から実施されている。 ・23年度まではこの事業は三つに分かれており、それぞれJVを組んでいるところが落札していた。今年度は取りまとめの年でもあり、一つにまとめて発注した。

<ul style="list-style-type: none"> ・三つの事業に分かれていたときも1者応札だったのか。 ・役務の概要に、人材の育成や対応指針の作成などがあるが、これらは、林野庁で実施することが難しいということで、外部に発注しているのか。 ・この事業で、モンゴル、フィリピン、スリランカとあるが、これらの国の土地を借りて植林することになるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そのとおり。この案件については過去も1者応札であったことから、その解消を図るため、今回は金額を高くして競争を求めたが、結果的には共同実施者という形になってしまった。 ・人材の育成では研修資料の作成、研修場所及び講師の確保など、林野庁の人員で行うのは不可能である。また、調査事業についても同様である。 ・この事業は、それぞれの国の森林・林業政策がどのようなものなのかも調べて、植林する場所を日本の企業に提供するのがこの事業の目的である。
<p>[抽出番号2：平成24年度森林域における放射性物質流出抑制対策調査その1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査その2、調査その3との違いは何か。 ・調査その3は、資料の25頁の地図では対象はどこなのか。 ・警戒区域の30km圏内の放射線濃度が高い部分は、調査対象としないのか。 ・昨年度は、危険ということで379.7の囲みの部分は行わなかつたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・測量している箇所が違う。例えば調査その1であれば、資料の31頁にエリアの地図があるが、色の濃い部分が放射線濃度が高いところで、点線のエリアの内側が警戒区域の20km圏内、外側が30km圏内となっており、調査箇所は、調査その1では、520.0と379.7となる囲みの部分である。 ・650.0とある囲みの箇所である。調査その1では、520.0と379.7の囲みの部分である。 ・その部分は昨年度に実施している箇所である。 ・航空法の規程により20km圏内の箇所は、飛行機が一切飛行できな

	<p>かつたが、昨年の11月に解除されてできるようになった。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・調査その1から調査その5まであるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そのとおり。
<ul style="list-style-type: none"> ・資料の12頁で直接経費として計測費が多くかかっており、100時間で単価が約60万円ぐらいになっているが、危険手当なども含まれているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・データー計測の単価は高く、危険手当も含まれている。
<ul style="list-style-type: none"> ・間接経费率が直接経費の90%となっているが、感覚的には少し高めと思われるがいかがか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の調査事業でも間接経费率が直接経費の90%というのもあるので高くはない。
<ul style="list-style-type: none"> ・調査その1からその5までについて既に事業が実施されているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発注済みであり事業も実施されている。
<ul style="list-style-type: none"> ・他のところの入札状況はどうなっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1の2ページに入札状況を記載している。
<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれ違うところが落札しているが。 	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの業務範囲が広いので、飛行機の数や技術者の数の関係から違うところが落札したと思われる。
<ul style="list-style-type: none"> ・飛行機での計測になるのか。地上では行わないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には計測は飛行機から行うが、測量の精度を上げるために地上からの計測も行っている。
<ul style="list-style-type: none"> ・資料の64頁の随意契約審査委員会チェックリストがあるが、それぞれの委員が一人一人がチェックするのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そのとおり。委員の方に集まっていただき、その場で説明し、チェックしてもらっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・調査その2から調査その5までも調査その1と同じように最初に公募して随意契約したのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査その2から調査その5については、調査その1よりも放射線量が低いことから、一般競争入札を行った。調査その1は警戒区域内でもあり、応札者があるのか分からなかつたことから、最初に公募をかけ、応札者が複数者あった場合は一般競争入札に移行するつもりであった。

<p>における放射性物質流出抑制対策調査その3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が高い理由は何か。 ・調査その2から調査その5の入札時期はほぼ同じなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の積算の際に、昨年の実績ベースを参考に積算したので、実態ベースの予定価格になったことによるものと推察される。 ・入札を同時に行うと一つしか能力がないのに、二つ入札して二つ落札した場合は、辞退せざるを得なくなるという事態が想定されたので時期をずらして入札を行った。
<p>〔抽出番号4：平成24年度森林における除染等実証調査委託事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際にどのような作業を行うのか。 ・実際は木の中の放射能を調べるのか。 ・資料の17頁の直接経費の中に謝金があるがこれは何か。 ・資料の18ページの人件費明細に理事長などの名前があるがこの方々はどの役員か。 ・この方も作業を行うのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省の除染ガイドラインにある落葉等除去を行っているほか、4月に林野庁で間伐、皆伐も放射性物質の低減効果があると推奨しており、それを国有林で来年度以降、事業ベースで発注するための歩掛や仕様を調べるとともに、併せて他のデーター収集を行うための事業である。 ・空間線量率の変化の測定や、木の中の放射性物質の濃度の計測を行っている。 ・この事業を行うための学識経験者からの指導、提案のための謝金である。 ・この事業は3者のJVで事業を行っており、この理事長は、事業の実行を担当しているところの理事長である。 理事長自ら重機等により作業を行っている。

<ul style="list-style-type: none"> ・間接経費が人件費の50%となっているが。 ・危険手当ということか。 ・このような事業であれば、入札者が少くなると思われるが。 ・価格で勝っても技術点で逆転したというケースもあるのか。 ・例えば技術点が何点以下だと不採用になるということもあるのか。 ・資料3頁の技術審査検討経過記録を見ると、もう1者の提案の事業実行に不安があるようだがこれはどういうことか。 ・この会社はどこくらいの規模の会社なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費の50%を間接経費としている。 ・事業地は特別除染地域であるから、通常よりは間接費が高くなっているものと思われる。 ・2者の応札があり良かったと思っており、応札0ということも十分考えられた。 ・今回はそのようなケースに該当しないが、実際に事業を行うことが重要であり、技術的に難しいと判断されれば技術点が低くなり、そのようなケースも十分あり得る。 ・必須科目的技術点であれば、そこが0点ならば不採用となるが、そうでない場合は、技術点と価格点の合計の総合評価で決定している。 ・企画提案会の中で、審査委員からの質問に対して、明確な回答がなかったことや会社の伐採、路網整備等の実績などから、審査委員が事業実行に不安を感じたものと思われる。 ・規模は大きくなく、大学のベンチャーエンタープライズと聞いている。
<p>[抽出番号5：乗用自動車（1800～2000ccクラス4WD）35台]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大量に購入すると通常価格よりも安くなるのか。 ・入札執行調書における総合評価点の採点方法について、環境評価点が1.5倍ならば、価格点が1.5倍でも同じになるということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・合計35台で1台あたりの平均価格が通常、市販で購入するよりは安くなる。 ・そのとおりで、入札価格が安ければ安いほど価格点が高くなるので、環境評価点が低くても、総合評価点は高くなり、今回の入札はそのような結果になった。

<ul style="list-style-type: none"> ・4WDの方が使用目的に叶っているのか。 ・落札率が低かった理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出先の森林事務所で使用され、主に林道を走行する所以4WDが基本となる。 ・予定価格の積算に当たっては、環境性能の良い車を対象に予定価格を積算しており、今回の入札案件のようなことが考えられるが、この入札も既に5年も行っていることから、これまで同じような業者が参加しているので、経験的にある程度の落札価格が想定されることも推察される。
<p>指名停止について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業ができないような金額で入札したのか。 ・応札後、落札者を決定する前に辞退したのか。 ・なぜ、事業ができないような金額で入札したのか。 ・指名停止の対象にしたのは、調査に協力しなかったということか。 ・調査の辞退とは、調査に応じなかつたということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この価格では経営上、契約を履行できないので辞退させてほしいとのことであった。 ・調査基準価格を下回る入札額であった場合は保留をし、履行できるかできないかの調査をすることになっている。調査の結果、履行できると認められる場合は当該者を落札者とするが、できないと判断した場合は、次点の者を落札者とすることになる。 ・本件に係る入札に初めて参加された業者だったので、仕様をよく理解されていなかったものと思われる。 ・低入札価格調査については、入札説明書等にも協力すべきものと明記しております、調査を辞退する場合は、指名停止の対象となる。 ・相手方がこの価格では契約の履行が困難であることが判明したため、調査には応じられないとのことであった。

<ul style="list-style-type: none"> 調査に応じていれば問題はなかったのか。 例えば、過失で入札してしまったが、調査に応じていれば問題はなかったのか。 結果として契約の締結を遅らせたことが問題か。 調査に応じないということが不誠実ということか。 	<ul style="list-style-type: none"> そのとおり。指名停止することはない。 結果として、落札者にはならないかもしれないが、指名停止の対象とはならない。 契約締結の遅延が、相手方の不誠実な対応に起因することが問題である。 入札に当たり、調査に協力することとしていたのにもかかわらず、協力しないというのは不誠実な行為に該当することと判断している。
<p>政府系公益法人の新制度への移行に係る事後チェックについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 公募の実施は21年度か。 公募の状況は。 毎年こここの業者が実施しているのか。 他の業者も参加できるのか。 公募できるための環境改善を行っているのか。 事業の方法としては、全国のスギ花粉の発生源の多いところを探すのか。 	<ul style="list-style-type: none"> この事業は21年度から実施しており、21年度から毎年公募を行い実施主体を決めている。 1者応募である。 そのとおり。 参加できる。 公募期間を十分に確保すること、業務内容をわかりやすく公募概要に記載することなど、他の業者でも公募できるような公募要領の改善を図っている。 この事業は、首都圏や京阪神等の人口が多く集中するところにターゲットを絞って、そこに飛んでいる花粉が、どこの森林から多く飛んで来るかを推定するものである。

<ul style="list-style-type: none"> ・飛んでいる花粉の発生場所を特定するということ。 ・意見として、説明資料の9の点検・見直しの状況について、より具体的な記載が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そのとおり。スギ林の分布が調査簿等にあるので、それと気象条件や現地調査でのスギ林ごとの花粉の量等をコンピューターに入力し、どのような動きをするかを見て、首都圏等に飛んできている花粉がどこから来るのかを推定する。 ・事業内容を分かりやすく記載していることを追記する。
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会としての意見はなし。 	